

審議過程等において提示された論点

(1) ラベル・名称使用規程の拡大

論点① 現在のラベル・名称使用規程では、ラベルを利用しない形での認証結果に関する
広報・広告活動等の情報提供内容を事務局がチェックできるようになっていない。（第3回
認証委員会）

事務局（案）

ラベル・名称使用規程を全面改定／傍線部分の範囲を追加

対応（案） ⇒ 資料 3-3 「ラベル・名称使用等規程」

1) 規程名変更

2) 第 1～3 条、5 条変更にて対応

論点② 現在、認証に関する情報提供（HP、記事、チラシ、パンフレット等）案は、申請
時における申請書の任意添付書類となっている。

申請時点ではこれらの情報提供内容未定の事業者もあるため、認証時には事務局及び認証
委員会において審査されないことがある。（第2回認証委員会）

事務局（案）

申請時点において必ず 1 つ（不特定多数の者の閲覧機会が多い”HP 案” が望ましい）を提
出してもらい、認証委員会にて審査頂く。

（ご参考：申請書における「情報提供欄」に記載された内容と、実際の情報提供の内容の
乖離を防ぐための措置）

①申請書における「情報提供欄」に記載された内容を認証センターのウェブページ上に
掲載することにより、認証委員会において認証された内容を明確に表記する。

②①により、認証に関する制度参加者の情報提供が、ウェブページと著しく乖離してい
る場合には、一般消費者が通報できる仕組みを整備する。

対応（案） ⇒ 参考資料 3-1 実施要領 及び参考資料 3-3 申請書 変更・追加に
て対応

(2) 審議結果区分の明確化

論点 修正申請及び条件付き認証時の手続きが明確になっていない。(第1回認証委員会)

事務局 (案) 【認証委員会にて承認済み】

カーボン・オフセット認証制度実施規則

(案件の差し戻し)

第18条 認証委員会は、前条第1項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。 **差し戻し**

2 前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、再審査を含めて 2 回までは、認証委員会に対して修正申請を行うことができる。 **修正申請**

⇒次回以降の委員会に対応する締切日までに修正申請書が提出された場合、当該委員会において再審査を行う。

ただし、軽微な修正により **認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するもの**と認証委員会が判断した場合は、認証委員会による再審査を経ることなく、認証センターの判断に基づき認証を与えることができる。 **条件付き認証**

⇒次回以降の委員会開催を待たずに認証を付与することができることから、期間については、原則として「当該委員会開催日から次回委員会開催日前日まで」とし、その期間内に認証センターにより、委員会指摘事項の修正がなされていることが確認され次第認証を与える。

対応 (案) ⇒1) **資料3-1実施規則第18条**へ「差し戻し」「修正申請」「条件付き認証」の用語を記載

2) 申請者が対応すべき期間については、参考資料3-1実施要領の変更にて対応

(3) ラベル利用状況のモニタリング方法の明確化

論点① 申請時及び使用期間終了時における売上高の報告義務はあるが、途中経過の報告義務はないので、申請者が出荷量・売上高状況をどのように把握しているかを明確にした方がよい。(第2回認証委員会)

事務局 (案)

<現在の制度>

- 実施規則第26条1項： 申請者が申請時の売り上げを超えて販売する場合は、「申請時の提出情報の一部を変更」にあたり、報告義務が生じる。
- 実施規則第26条第2項： 申請者は使用期間終了後における売上高実績額の報告を認証センターに対して行う義務があり、本報告書によって申請販売量に超過がないかをモニタリングする。
- 実施規則第24条第3項、第4項： 認証基準等に対する違反の疑いがある場合は、認証センターまたはその委託先より、申請者に対し関連する報告・証明を求め、立ち入り調査を行うことができる。

<案>

- ①申請時に、出荷量・売上高、およびラベル貼付に関する内部管理体制を申請してもらう。
 - ②認証日以降、一定時期に出荷・売上状況を報告してもらう。
- ように制度を修正したい。

対応 (案) ⇒1) 資料 3-1 実施規則第 26 条第 2 項及び 3 項 改定にて対応
2) 資料 3-4 利用約款第 5 条第 5 項、参考資料 3-1 実施要領、及び参考資料 3-3 申請書 改定にて対応

論点② 有効期限切れのラベル利用状況はどのように把握するのか（第2回認証委員会）

事務局（案）

<現在の制度>

○実施規則第26条第2項： 申請者からの使用期間終了時における報告書によって使用期間終了時におけるラベルの付された商品等の販売状況等（ラベルの使用状況）を把握することができる。

○実施規則第27条第5項： ラベル有効期間を超えて使用している疑いがある場合は、制度管理者が情報収集を行い、認証センターまたはその委託先に報告する。

ことから、現在の制度に則り、認証センターまたはその委託先によるラベル使用状況調査を行うとともに、消費者等に対する情報提供内容に基づき、消費者等からの不正使用通報を活用したい。

対応（案） ⇒論点①の改定にて対応

(4) 委員会の開催方法

論点 特異な案件が出てきた場合等に備え、委員会の開催方法を改定する必要がある。（第2回認証委員会）

事務局（案）

各委員会については必要に応じて、小委員会方式による開催を行うことができるようにする。

対応（案） ⇒資料3-1実施規則第5条第5項 追加にて対応
資料3-2委員会規程 追加・改定にて対応

(5) 手数料体系の見直し

論点① 現在の手数料体系における認証使用料の売上高比例部分の存在が、事業者の申請の妨げになっているという意見がある。

事務局（案）

- 1) 審査料早期受理割引の設定
- 2) 認証利用料における固定額の設定

という時限的特例措置を取り、利用状況を見極めることとしたい。

対応（案） ⇒1) 資料3-5手数料に関する時限的な特例措置を講じて対応
2) 参考資料3-3申請書を改定

論点② 環境省モデル事業に認定された場合、手数料の取り扱いが特殊になる。（環境省）

事務局（案）

「環境省のモデル事業として採択された取組が、当該認証制度における案件として第15条の申請を行う場合には、第15条第1項に基づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、これを要しない。」旨を公表。

対応（案） ⇒資料3-1実施規則付属書Cとして上記を追加

論点③ 申請者が同時に複数の類似案件を申請するにあたって、オフセット・プロバイダーを利用しており、かつ、そのプロバイダーがあんしんプロバイダー制度に参加されていない場合の特定審査料割増の取扱方が明確になっていない。（事務局）

事務局（案）

特定審査料割増は、クレジットの取扱に関する実地審査に相当する手数料であることから、申請が複数案件であっても、実地審査が1度で済む場合は、特定審査料割増の適用は1案件のみとすべきであることから、手数料体系に明確に位置付けることとしたい。

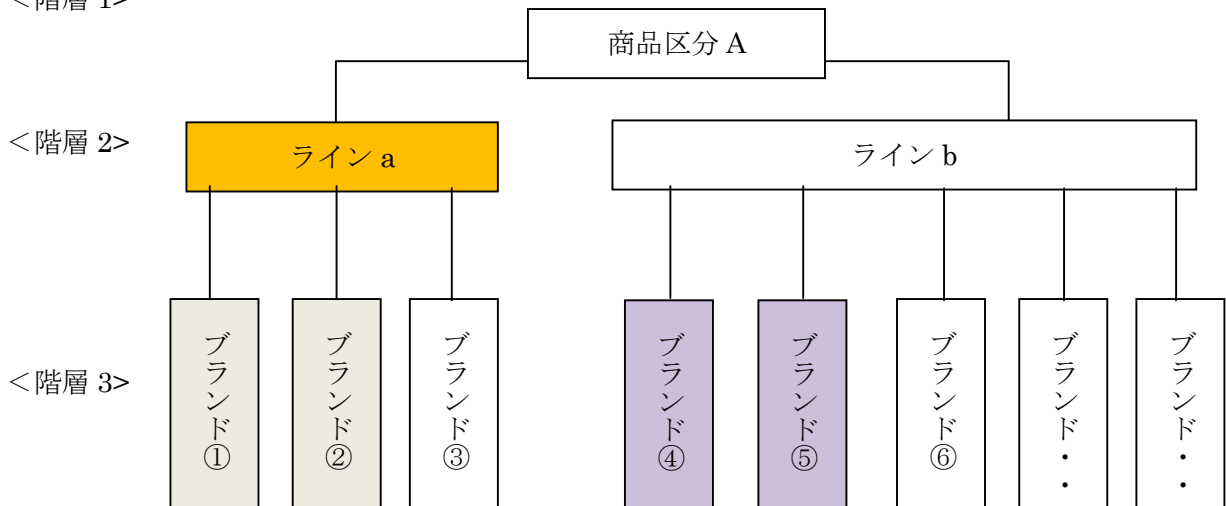
対応（案） ⇒1) 資料3-5手数料表改定にて対応
2) 参考資料3-3申請書を改定

(6) 認証単位の設定方法

論点 実施規則第14条の同一性条件が分かりにくく、申請者側で案件の分割ができない。
(第1、3回認証委員会)

事務局対応

<階層 1>



認証単位は、情報提供のための単位であり、階層で判断する。

認証を得た場合に、ライン a 全ての商品について情報提供が可能である場合は、ライン a を一案件とする。ライン b において、ブランド④と⑤のみの情報提供しかできない場合は、ブランド④及び⑤の二案件となる。

対応報告 ⇒参考資料3-2FAQに記載することで対応

(7) 消費者の削減努力の促進のための情報提供の表現方法について

論点 食品製造メーカーの申請者はどのように表現すべきか？

申請書には「Web ページにおいて、算定範囲・根拠を明示することで説明責任を果たし、閲覧者の食への関心事項の中に CO2 排出量への関心も喚起する」と記載されている。第三者認証基準 P13 表 3-③の例示では、認証に係る商品が自動車であれば、「エコドライブの奨励等」となっている。(第 3 回認証委員会)

事務局対応 【環境省見解】

申請書の書き方では、「消費者の努力」を直接促すことにはなっていないが、食品という対象製品の特性上、やむを得ないと考えられる。

対応報告 ⇒参考資料3-2FAQに記載することで対応

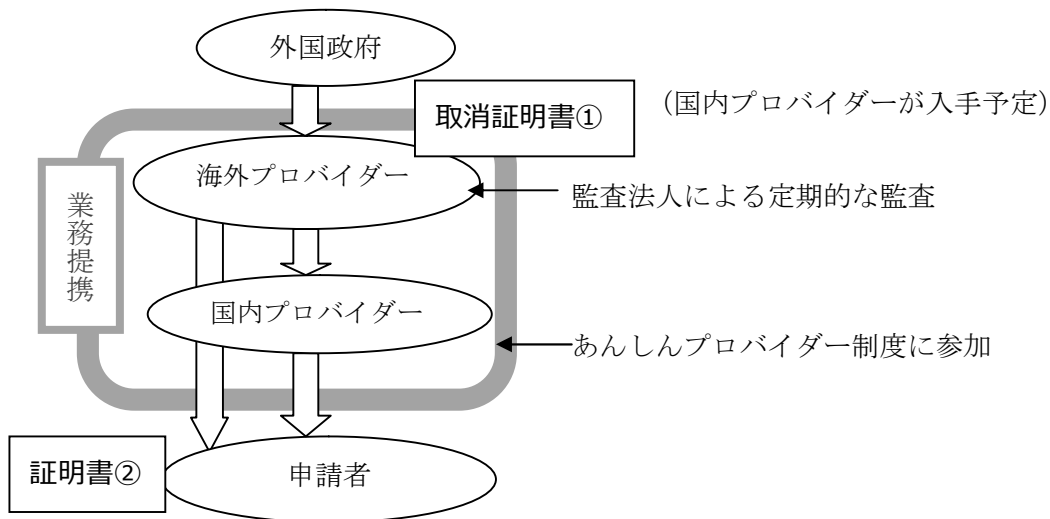
(8) 海外の登録簿を用いた京都クレジット無効化確認について

論点 海外の登録簿を用いた京都クレジットの無効化については直接的に確認することが難しい。(第2回認証委員会)

事務局対応 【環境省見解】

申請者が国内のオフセット・プロバイダーを通して海外オフセット・プロバイダーから購入したクレジットについては、①外国政府の登録簿上で無効化を行った証明、②海外オフセット・プロバイダーから申請者へ販売した証明について、国内オフセット・プロバイダーが確認を行っていることをもってクレジットの無効化が確認されているものとする。なお、海外オフセット・プロバイダーの証明の信頼性については、同社の「炭素収支」(Carbon Statement) が独立監査人による監査を受けていることにより確認されている。

今後については、あんしんプロバイダー制度において、気候変動対策認証センターによる年4回の確認を行う際、国内オフセット・プロバイダーが、海外において無効化された京都クレジットを取り扱っている場合には、前述の通り無効化の確認を行っていることを確認することとし、個別のオフセット認証に当たっては、証明書②の確認を行うのみとする。



対応報告 ⇒参考資料3-2FAQに記載することで対応

(9) カーボン・オフセット主体の明確化

論点 カーボン・オフセット主体が明確になっていない。(事務局)

事務局対応 【環境省見解】

カーボン・オフセット認証におけるオフセット主体について

カーボン・オフセット認証制度における「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」(以下、「オフセット主体」)については、費用負担者と必ずしも一致している必要はなく、申請者が設定することができる。ただし、当該設定された者がオフセット主体であることを踏まえつつ、費用負担主体に応じた適切な情報提供を行うことが必要である。

事務局註

(オフセット主体については)

事務局註

(申請者が、)

カーボン・オフセット第三者認証基準におけるオフセット主体

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」においては、商品・サービスの場合にカーボン・オフセットを行ったと主張できる者について、以下の通り規定している。

「申請時に、製造・販売業者、流通業者、消費者のいずれかに設定し、適切に情報提供を行うこととする。」(第三者認証基準 P5)

情報提供ガイドラインにおける費用負担別の情報提供

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」においては、オフセット料金を購入者から徴収する場合(例えば通常価格に上乗せする場合)と事業者(販売者)側がオフセット料金を負担する場合の両方を想定しており、いずれの場合においても、消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無を含め、販売価格その他支払いに関する事項について情報提供を行うべき旨を規定している。また、料金への上乗せが行われる場合は、景品表示法や消費者契約法など関連法令に配慮した情報提供を行う必要がある。

対応報告 ⇒参考資料3-2FAQに記載することで対応

(10) 申請フローの明確化

論点 申請者にとってわかりやすい形で申請フローが記されていない。(カーボン・オフセット推進ネットワーク)

事務局対応

- ①申請受理の際の形式要件を明確化
- ②締切日における受付期限を正午に設定

対応報告 ⇒参考資料3-1実施要領 変更・追記にて対応

(11) あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書の取扱

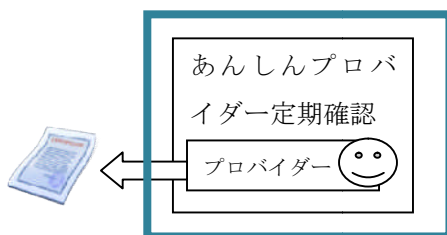
論点 あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書の位置づけはどうか？(第1回認証委員会)

事務局対応 【事務局見解・第2回認証委員会確認済】

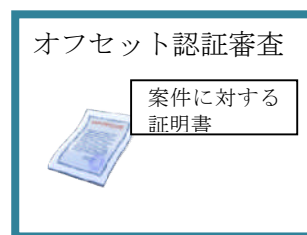
あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書については、気候変動対策認証センターが全数またはサンプル調査を行い、重大な誤り等が発見された場合には、是正支援を行っておりますが、証明書の効力を認証・認定するものではない。

(審査対象の範囲)

A. あんしんプロバイダー制度



B. オフセット認証制度



対応報告 ⇒参考資料3-2FAQに掲載で対応

(12) 利益相反の判断基準の明確化について

論点 利益相反の判断基準があいまいであるため明確化をお願いしたい。(第3回認証委員会)

事務局対応

委員会規程 第11条においては、「各委員会において、直接的に申請案件の形成（申請者に対する助言及びコンサルタント・サービスをいう。）に関わった委員は当該案件の審議においては、議決権を行使することができない。」となっているが、より具体的には、

- ① 個別課題への解決に関与したか否か
 - ② 契約あり、金銭の授受ありか否か
- といった判断基準を設けることにしたい。

具体的に想定されるケース：

・ 公的な集まりで、個人的に質問を受けた場合
→ 一般論を述べるだけであるため、利益相反には該当しない。

・ 同じ事務所の中で別の専門家が担当となっている場合
→ 専門家間の情報遮断（ファイアーウォール）があるなら、利益相反には該当しない。

対応報告 ⇒ 利益相反については、事例を蓄積の上、内規を定めて判断基準を明確化した。

(13) 申請書フォーマットの微修正

論点 申請書における記入欄の位置づけがあいまいである。(事務局)

事務局対応

申請書において以下の対応を行った。

- ・ 認証のタイミングの明確化
- ・ 「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」が複数存在する場合のカーボン・オフセットの環境価値（オフセットしたクレジットの量）の帰属
- ・ バウンダリ内における主要排出源の特定
- ・ 削減努力に関する法令遵守の記載
- ・ クレジットの無効化（予定）日の明示
- ・ 算定量に関する公的制度への反映

対応報告 ⇒ 申請書フォーマットの変更を行い、記入欄の位置づけを明確にした。